虎渓用水施設管理点検業務委託　仕様書

１．目的

多治見駅北広場へ常に水を送る為、必要な虎渓用水施設の管理・点検

作業を行う。また広場への濁水流入や、市街地への浸水を防ぐよう水

門等の開閉作業を行う。

２．作業範囲

土岐川沿い第１水門より虎渓用水にて弁天池を経由し、中部電力裏の

取水ゲートから導水路にて多治見駅北広場までの２．４ｋｍ区間とす

る。

３．作業内容

Ａ）第１水門及び第２水門の通路が日々通行出来るよう、草刈等の清掃

をする。

Ｂ）緊急時（台風などの大雨で土岐川が増水する等）の場合、第１、２

水門を閉鎖する。

Ｃ）土岐川の水量が安定し水質が良好になった時点で第１、２水門を開

ける。第１水門を開けた際、土砂の排出を十分に行い、清水を確認

した後に、第２水門を開け通水する。

Ｄ）弁天池が調整池の機能を十分に発揮できるよう、草刈等の清掃をす

る。

Ｅ）弁天池から、中部電力裏の取水ゲート及び虎渓用水広場までの水路

点検の実施及び清掃をする。

Ｆ）中電裏の取水ゲート開閉作業又は、清掃の実施。

Ｇ）各施設の開閉判断は、市監督員の指示で行うこと。ただし、急な天

候の悪化等により緊急を要する場合は、受託者の判断で作業する。

その場合、必ず発注者へ事後報告を行うこと。また、市監督員や多

治見駅北広場指定管理者と連絡調整し、施設の開閉作業を行うこ

と。

Ｈ）月次毎に、虎渓用水作業日誌を提出すること。ただし、作業がなか

った月は提出不要とする。

Ｉ）通信費を支払い、第１水門の遠隔監視通報システムを利用できるよ

うにすること。

特記仕様書

１．刈払い作業時の飛び石等 、飛散防止対策を行う こと。

２．環境配慮、事項

１）当該業務の履行に当たっては 、下記の事項に配慮すること。

・現場周辺の清掃・美化に努めること。

・ごみの発生は、極力抑えるよう努めること。また、発生したごみは

適正に処分すること。

・車での移動、輸送については 、アイドリングストップに心がけるこ

と。また、機械（草刈機）の運転については 、作業中以外は運転を

停止し、温室効果ガス排出の削減に努めること。

２）その他、事業履行に当っては、環境への配慮に努めること 。

３．妨害又は不当要求に対する通報義務

１）受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係

及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しく

は違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合

は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受け

たにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがあ

る。

２）受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因

して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注

者に対して履行期間の延長を請求することができる。